平成２８年（フ）第１７７号
長崎県長崎市本石灰町６番24号　小川ビル401、旧住所東京都板橋区前野町５丁目18番２号　前野コーポ302
債務者　村上　鋼輝
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
長崎県長崎市東立神町23番８号
債務者　古賀　秀明
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
長崎県長崎市東立神町23番８号
債務者　古賀　尚子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
鹿児島県枕崎市泉町22番地
債務者　青野　　愛
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第３０号
鹿児島県南さつま市加世田益山5899番地１、破産申立て時の住所鹿児島県枕崎市高見町259番地３
債務者　中間　肖枝
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１６号
岩手県宮古市藤原２丁目１番３号、旧住所岩手県宮古市南町９番８号　たがわ荘２号室
債務者　山本　光雄
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第１７号
岩手県宮古市南町15番27号　うまいやアパート７号室、旧住所岩手県宮古市南町９番８号　たがわ荘２号室
債務者　山本喜美子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第４６５号
仙台市太白区郡山４丁目15番11号
債務者　勅使河原敬子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７７号
仙台市泉区南光台１丁目38番３号　アーバンシティ南光台Ｂ－105
債務者　岡田亜沙美
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
秋田県大仙市大曲住吉町５番６号
債務者　皆方　幹男
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１９４号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2660番地217　スカイハイツＫ２棟102号
債務者　飯村　智一
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２３１号
茨城県水戸市西原２丁目３番54号　シティハイムグリーンＡ棟103号
債務者　土田　広大
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２４１号
茨城県ひたちなか市大字堀口247番地２
債務者　中島　和隆
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１３号
茨城県つくば市吾妻１丁目４番地３　602棟203号
債務者　彦坂　英之
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
千葉県茂原市網島53番地９
債務者　桑原　　剛
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
岐阜県高山市松之木町1120番地11
債務者　山越　和美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
大津市大萱１丁目19番16号　第２サンライフ瀬田302号室
債務者　川中　　浩
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで　大津地方裁判所民事部